

令和 6 (2024)年度の栃木県国民健康保険運営方針における取組実績の概要について

令和 7 (2025)年10月30日 栃木県保健福祉部国保医療課

国民健康保険事業に係る検証として、栃木県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）に基づく県の実績状況や目標の達成状況等の報告を行う。

※ 1 詳細は別添のとおり

令和 6 (2024)年度の結果概要と今後の取組			
1	国民健康保険の 財政収支について	結果	○赤字解消計画を策定した市町数：0 参考：赤字解消計画について 市町の国保特別会計において、決算補填等目的の法定外一般会計繰入を行った場合には、赤字解消計画を策定し、毎年度、当該計画に基づく実施状況を厚生労働省に報告することが求められる。
		今後の 取組	○将来を通じて、国保の安定的な財政運営を確保していくため、各市町の財政運営において、決算補填等目的の法定外一般会計繰入が行われることがないよう、市町への指導監督等を通じた継続的な助言を実施していく。

令和 6 (2024)年度の結果概要と今後の取組			
2	保険税水準の統一に向けた取組並びに標準的、広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組	結果	○安定的な財政運営並びに市町の国保事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、市町への個別訪問の実施並びに連携会議及び連携会議分科会（財政運営分科会、資格管理・保険給付分科会、国保税分科会、保健事業分科会）の開催により、県と市町で議論を行った。 【概要】 ○市町への個別訪問 ▶ 7月～8月に県が全市町を訪問し、各市町の国保主管課と意見交換を実施した。 ▶ 市町からの意見（「完全統一のイメージの共有が重要」、「完全統一を達成した先進都道府県の対応状況の共有が効果的」等）並びに国の「保険料水準統一加速化プラン（第2版）」及び「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）（令和3年9月）」を踏まえた統一の全体像（イメージ）を財政運営分科会で共有した。 ○連携会議（2回開催） ▶ 令和8年度から開始される子ども・子育て支援納付金賦課額における算定方式について、既存の「基礎賦課額（医療分）」「後期高齢者支援金等賦課額（後期分）」「介護納付金賦課額（介護分）」を令和10(2028)年度までに3方式に統一していく点を踏まえて、令和8(2026)年度の制度導入時点から3方式に統一することとし、令和8(2026)年度からの設定が困難な市町については、令和10(2028)年度までに県内が統一されるよう進めることとした。 ○連携会議分科会（計12回開催） ▶ 財政運営分科会において、運営方針の工程表にて将来的な検討事項として一括りにしている項目について、個別の項目としてテーマ化することを検討した。
		今後の取組	○市町とともに、令和6(2024)年度からの納付金ベースの統一を段階的に進めつつ、完全統一を実現していくための市町間の収納率較差の縮小や医療費適正化、事務の標準化に係る取組や継続した議論（納付金・標準保険料率算定における「標準的な収納率」による調整や国保税納付方法の統一等）を実施していく。

令和 6 (2024)年度の結果概要と今後の取組

3	国民健康保険税の 収納率向上について		結果	○徴収指導員派遣事業を 8 市町に対して実施し、残りの17市町に対しては徴収指導員によるヒアリングを実施した。 ○地方税滞整理推進機構本部会議において、国保税収納率向上に向けた取組に対する協力を要請した。 ○ナッジ理論を用いたモデル的な勧奨取組の普及をテーマとした講演会や、収納実務担当者研修会を開催した。 参考：令和 5 (2023)年度の数値（直近データ） ▶<u>県平均の収納率は93.69%（対前年度比で0.84%の増）</u>。宇都宮市の伸びが大きく、全国順位を<u>45位から42位へ</u>と押し上げた（県の伸び率は<u>全国 1 位</u>）。 ▶運営方針における<u>収納率目標（被保険者規模別）</u>を達成した市町は14市町（前年度13市町）、未達成は11市町。
			今後の 取組	○引き続き、徴収に係る専門家の派遣、個別ヒアリングや研修会等を通じた収納担当職員の取組及び口座振替の原則化等による収納対策の促進など、収納率の向上に向けた各市町への取組支援を継続していく。
4	保険給付の 適正な実施に ついて	保険給付の 点検等	結果	○14市町を訪問し、市町職員等に対し、レセプト点検事務に係る実地助言を行った。 参考：令和 5 (2023)年度の数値（直近データ） ▶一人当たり財政効果額は1,945円（対前年度比で88円の増）。 ▶一人当たり財政効果率は0.60%（対前年度比で0.03%の減）。
			今後の 取組	○引き続き、市町が実施するレセプト点検に係る実地助言を行っていくとともに、レセプトの3次点検を継続していく。
		第三者行為求 償の取組強化	結果	○各市町の第三者行為求償事務の取組に係る数値目標等の設定及び実施計画書のとりまとめを行い、全市町及び国保連合会と共有した。
			今後の 取組	○指導監督等による助言や研修会等を通じて、各市町における求償事務の取組強化を支援していく。

令和 6 (2024)年度の結果概要と今後の取組

5	医療費の適正化について	結果	○データヘルス計画に基づく効率的・効果的な保健事業を実施するため、データヘルス計画の評価研修及び医療費等の分析と市町への結果の提供を行った。 ○特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率を向上するため、市町への保健事業アドバイザーの派遣、医療機関未受診かつ特定健康診査未受診者に対する保健師の訪問による受診勧奨、連携会議保健事業分科会にて特定健診受診率向上の取組状況の共有などを行った。 ○糖尿病等生活習慣病重症化予防の取組を推進するため、糖尿病対策従事者や管理栄養士を対象とした研修会及び市町への専門家の派遣を行った。 ○重複多剤服薬者の是正のため、連携会議保健事業分科会にて他都道府県の取組状況を共有した。 参考：令和 5 (2023)年度の数値（直近データ） ▶特定健康診査の受診率は38.05%（対前年度比で0.88%増）。特定保健指導の実施率は35.42%（対前年度比で0.76%増）。 ▶国は特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の目標値をそれぞれ60.0%としており、目標値との差が生じている。
		今後の取組	○特定健康診査受診率や特定保健指導実施率の向上に係る市町の取組を支援していくため、市町の事情に応じた助言を行う専門家の派遣やWEB等の媒体を活用した広報事業の展開等により、市町ごとの受診率・実施率を底上げして、県全体の向上につなげていく。 ○糖尿病等重症化予防の市町取組の支援では、リーフレットを活用した栃木県糖尿病重症化予防プログラムの周知等のほか、市町の保健指導担当職員のスキルアップに資する研修会開催などを通じて、ハイリスク者に対する保健指導等の内容充実を図っていく。

1 国民健康保険の財政収支について

別添

【赤字解消・削減の取組、目標年次等】

運営方針 記載概要 (●県取組)	内容	
	○解消・削減すべき赤字が生じた市町は、赤字の要因を分析を行った上で、赤字解消計画書を作成する。 ○原則、赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいが、単年度での赤字の解消が困難な場合は、5年程度の中期的目標を定めるなど、段階的に赤字を削減することとする。 ●県は、赤字解消計画に基づき、赤字の解消・削減に取り組む市町が生じた場合、当該市町ごとの赤字の要因分析及び決算補填目的等の法定外繰入等の額を含む状況の公表を行い、計画の進行管理及び適切な指導・助言を行う。	
赤字解消計画を 有する市町の状況	令和6(2024)年度	※参考 令和5(2023)年度 運営方針策定時
	なし	なし
令和6(2024)年度 の取組実績	赤字解消計画を有する市町	
	なし	
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度(予定含む)
	・各市町への指導監督等を通じ、赤字発生とまらない財政運営の確保について助言を実施	・各市町への指導監督等を通じ、赤字発生とまらない財政運営の確保について助言を実施

注) 削減・解消すべき赤字の定義

・国保特別会計の収支決算における法定外の一般会計繰入金のうち、「収入不足に伴う決算補填目的のもの」、「保険者の施策によるもの」、「過年度の赤字によるもの」など

2 保険税水準の統一に向けた取組並びに標準的、広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組

【統一までの工程表及び事業運営上の課題の検討】

運営方針 記載概要 (●県取組)	内容		
	○●県と市町間の議論を継続していく検討テーマごとの事業運営上の課題（保険税の収納率格差の縮小や医療費適正化等）については、栃木県国保運営方針連携会議において課題の整理・検討を行っていく。		
令和 6 (2024) 年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度(予定含む)
	・ 保険税水準統一化等に向けた議論及び事業運営上の課題の整理・検討	・ 保険税水準の統一に向けた検討（事務の効率化・標準化・広域化を含む）として、県、市町、国保連合会により協議を実施 栃木県国民健康保険運営協議会 第 1 回 10月30日 第 2 回 2月28日（書面） 栃木県国保運営方針連携会議 第 1 回 10月4日 第 2 回 1月31日（WEB） 合同分科会(0回) 財政運営分科会（6回） 資格管理保険給付分科会（2回） 国保税分科会（1回） 保健事業分科会（3回）	・ 保険税水準の統一に向けた検討（事務の効率化・標準化・広域化を含む）として、県、市町、国保連合会により協議を実施 栃木県国民健康保険運営協議会 第 1 回 10月末 第 2 回 2月末 栃木県国保運営方針連携会議 第 1 回 10月1日 第 2 回 1月末 合同分科会(1回) 財政運営分科会（6回） 資格管理保険給付分科会（2回） 国保税分科会（3回） 保健事業分科会（3回）

2 保険税水準の統一に向けた取組並びに標準的、広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組

【広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組】

運営方針 記載概要 (●県取組)	内容		
	○●被保険者へのサービス水準の維持向上及び市町の事務負担の軽減を踏まえ、保険税水準の統一に向けた取組を進めて行くとともに、連携会議において、保険者事務の課題等を踏まえながら、県、市町、国保連合会が連携して共同実施、事務の標準化及び広域化を検討していく。		
令和 6 (2024)年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度(予定含む)
	・事務の効率化・標準化・広域化に係る 保険者事務の共同実施の検討	・保険者事務共同電算処理事業運営委員会への出席 第 1 回 6 月 7 日 第 2 回 10月29日 第 3 回 1 月17日	・保険者事務共同電算処理事業運営委員会への出席 第 1 回 6 月 4 日、第 2 回 -、第 3 回 -

3 国民健康保険税の収納率向上について

【収納率向上に向けた取組の推進】

運営方針 記載概要 (●県取組)					内容		
					○市町は、滞納の早期解消や効率的・効果的な滞納整理を図るため、滞納整理に取り組む職員の育成、意欲の維持・向上に努めるとともに、早期に滞納者の財産調査を含めた実態把握及び滞納世帯が抱える事情の丁寧な把握に努め、滞納している要因を分析の上、収納対策等に取り組む。 ●県は、県全体の収納率底上げと各市町の収納率目標達成のため、国保連合会等と連携・協働し、市町の意見やニーズを踏まえながら、以下の取組により市町を支援していく。 ・副市町長を構成員とする地方税滞納整理推進機構本部会議の開催 ・徴収アドバイザーや徴収指導員の派遣 ・徴収指導員等による全市町ヒアリング ・納付促進に資するナッジ理論を用いたモデル的な勧奨取組の普及 ・収納担当職員を対象とする地方税滞納整理推進機構や国保連合会と連携した研修会の開催 ・市町、国保連合会と連携した、口座振替の勧奨を含めた納税に係る広報、周知キャンペーン なお、滞納世帯に関しては、長期に渡る保険税滞納者となる前に、まずは財産調査を含めた実態調査を行い、滞納世帯が抱える事情の丁寧な把握に努め、きめ細かく対応するよう、市町に助言する。		
収納率目標と 目標を達成した 市町の状況					目標達成状況（達成市町数/対象市町数）		
					令和 5 (2023)年度		
					令和 4 (2022)年度		
					※平成30(2018)年度 運営方針策定時		
					93.69%		
					42位		
収納率目標					92.85%		
被保険者数 1 万人未満の保険者					95%以上		
被保険者数 1 万人以上 5 万人未満の保険者					94%以上		
被保険者数 5 万人以上10万人未満の保険者					93%以上		
被保険者数10万人以上の保険者					92%以上		
全国的順位					46位		

3 国民健康保険税の収納率向上について

【収納率向上に向けた取組の推進】 続き

令和 6 (2024) 年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度(予定含む)
	・ 副市町長を構成員とする地方税滞整理推進機構本部会議の開催	・ 推進会議 4月26日 ・ 本部会議 8月9日	・ 推進会議 4月24日 ・ 本部会議 8月8日
	・ 徴収アドバイザーや徴収指導員の派遣	・ 徴収アドバイザー設置事業 小山市、市貝町 ・ 徴収指導員派遣事業 6月～1月 8市町	・ 徴収アドバイザー設置事業 高根沢町 ・ 徴収指導員派遣事業 6月～1月 7市町
	・ 徴収指導員による全市町ヒアリング	・ ヒアリング期間 10～11月 17市町	・ ヒアリング期間 9～11月 18市町
	口座振替の原則化	6市町	6市町
	クレジット決済	12市町	12市町
	コンビニ収納	25市町	25市町
	ペイジー	8市町	8市町
	地方税統一QR	23市町	23市町
	・ ナッジ理論を用いたモデル的な勧奨取組の普及	・ 講演会	・ ディスプレイ広告
	・ 収納担当職員を対象とする地方税滞納整理推進機構や国保連合会と連携した研修会の開催	・ 徴収事務担当者研修会 基礎編 8月2日 応用編 10月15日	・ 徴収事務担当者研修会 基礎編 7月30日 応用編 9月下旬～10月上旬
	・ 市町、国保連合会と連携した、口座振替の勧奨を含めた納税に係る広報、周知キャンペーン	・ ラジオCM放送（県） 12月～翌年1月	・ ラジオCM放送（県） 12月～翌年1月 ・ HP及びSNS等用のバナー画像作成

4 保険給付の適正な実施について

【保険給付の点検、事後調整に関する事項（保険給付の点検）】

運営方針 記載概要 (●県取組)	内容		
	○市町は適正な保険給付に努め、レセプト点検事務を実施する。 ●県は、レセプト点検事務の充実強化を図るため、国保連合会と共同し、点検担当者の点検事務処理水準の向上と育成環境の整備を目的に、担当職員、管理監督者等のための研修を実施していくとともに、広域的見地からレセプト点検事務に活用できる情報を提供するなど、効果的な点検実施を促進する。 ●県は、国保総合システムの機能の活用等により、同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等について被保険者が県内他市町に転居した場合の点検等、広域的見地から給付点検を実施する。 なお、国保総合システムの機能拡大を踏まえて、適宜点検内容を見直すこととする。		
令和 6 (2024) 年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度(予定含む)
	・担当職員、管理監督者等のための研修 と広域的見地からの情報提供	・国保主管課長会議 4月22日 ・市町へのレセプト点検実地助言（国保連合会と共同実施） 14市町	・国保主管課長会議 4月22日 ・市町へのレセプト点検実地助言（国保連合会と共同実施） 15市町
	・国保総合システム機能を活用した広域的見地からの給付点検	・保険給付の点検（3次点検）に係る事務処理方針に基づく点検 - レセプト件数 4,095件 - 点検対象被保険者数 1,101人 (再審査請求なし)	・保険給付の点検（3次点検）に係る事務処理方針に基づく点検 - レセプト件数 - - 点検対象被保険者数 -
(参考) レセプト点検による効果		令和 5 (2023) 年度	令和 4 (2022) 年度
		※平成30(2018)年度 運営方針策定時	
一人当たり財政効果額		1,945円 (全国 -円)	1,857円 (全国2,229円)
一人当たり財政効果率		0.60% (全国 -%)	0.63% (全国0.67%)
			0.64% (全国0.73%)

4 保険給付の適正な実施について

【保険給付の点検、事後調整に関する事項（不当利得・不正利得への対応）】

運営方針 記載概要 (●県取組)	内容		
	○市町は、資格喪失後受診等に伴う不当利得の事務処理について、返還金債権の発生状況を把握した上で、適正に債権管理を行うとともに、過誤調整、又は保険者間調整を基本に、被保険者本人への返還請求（不当利得請求）と併せて行う。 ●県は、広域的に生じた過誤によって発生した不当利得について、関係機関と必要な調整を行う。 ●保険医療機関や施術所等において広域のかつ大規模な不正請求事案が発生した場合、「保険医療機関等又は指定訪問看護事業所に係る不正利得の回収に係る事務処理要領」により、県が市町からの委託を受けて返還金の請求手続等を行う。		
令和 6 (2024)年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度(予定含む)
	・ 広域的に生じた不当利得	・ 広域的事案なし	－
	・ 広域的・大規模な不正請求事案	・ 事案なし	－
	・ その他（市町への助言等）	・ 市町への一般指導監督による助言 15市町＊ ・ 国保主管課長会議 4月22日	・ 市町への一般指導監督による助言 9市町＊

＊ 令和 6 (2024)年度一般指導監督の対象市町：

栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、矢板市、那須塩原市、上三川町、芳賀町、野木町、さくら市、高根沢町、那珂川町、那須町

＊ 令和 7 (2025)年度一般指導監督の対象市町：

足利市、大田原市、益子町、茂木町、市貝町、壬生町、下野市、塩谷町、那須烏山市

4 保険給付の適正な実施について

【療養費の支給の適正化に関する事項（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）】

運営方針 記載概要 (●県取組)	内容		
	○市町は、柔道整復師、はり師・きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費について支給申請書の内容点検を実施し、疑義が生じた場合、必要に応じて被保険者に照会を行う等、適正な支給に努める。 ●県は、国保連合会と共同して、支給の適正化、標準化を図る技術的助言の実施、研修会・勉強会の開催、連携会議等での情報共有等を通じて、市町の取組を支援するほか、被保険者に対する適正受診の普及・啓発に努める。		
令和 6 (2024) 年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度(予定含む)
	・ 技術的助言の実施、研修会の開催、連携会議等での情報提供等	・ 市町への一般指導監督による助言 15市町＊ ・ 療養費適正化研修会 12月23日	・ 市町への一般指導監督による助言 9市町＊ ・ 療養費適正化研修会 ー
	・ 被保険者への適正受診の普及・啓発	・ 適正受診の留意点等の県HP掲載	・ 適正受診の留意点等の県HP掲載

【療養費の支給の適正化に関する事項（海外療養費）】

運営方針 記載概要 (●県取組)	内容		
	○市町は、パスポートによる渡航歴の確認などを通して把握した疑義案件に対して、被保険者への聞き取りを行うとともに、必要に応じて、再翻訳や現地照会に関する国保連合会への業務委託を活用する等、適正な支給に努める。 ●県は、市町に対する技術的助言の実施、研修会・勉強会の開催、連携会議等での情報共有等を通じて、市町の取組を支援する。		
令和 6 (2024) 年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度(予定含む)
	・ 技術的助言の実施、研修会の開催、連携会議等での情報提供等	・ 市町への一般指導監督による助言 15市町＊ ・ 療養費適正化研修会 12月23日	・ 市町への一般指導監督による助言 9市町＊ ・ 療養費適正化研修会 ー

4 保険給付の適正な実施について

【第三者行為求償の取組強化に関する事項】

運営方針 記載概要 (●県取組)	内容		
	○市町は、損害保険団体との連携強化や被保険者への広報活動等により、第三者行為に係る速やかな届出を促進するとともに、レセプト点検の強化等により、第三者行為の発見手段の拡大を図り、求償事務の取組強化に努める。 ●県は、適宜、市町に対する技術的助言を実施するほか、第三者行為求償事務に関する研修会等を通じて、国保連合会と共同して市町の取組を支援する。 ●医療機関等の関係機関に対して第三者行為求償事務について周知するとともに、各市町の求償事務の実績や数値目標、取組計画等を取りまとめてフィードバックを行う等により、各市町における求償事務のPDCAサイクルが循環するよう支援する。		
令和 6 (2024) 年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度(予定含む)
	・技術的助言の実施、研修会等を通じた、国保連合会と共同による市町の取組支援	・市町への一般指導監督による助言 15市町＊ ・市町ごとの第三者行為求償事務について、前年度実績と当年度目標の把握 ・第三者行為損害賠償求償事務担当職員研修会 5月29日(WEB) ・第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業運営委員会 第1回 6月12日(WEB) 第2回 1月15日(WEB) ・第三者行為求償事務アドバイザーによる研修会 10月23日(WEB併用)	・市町への一般指導監督による助言 9市町＊ ・市町ごとの第三者行為求償事務について、前年度実績と当年度目標の把握 ・第三者行為損害賠償求償事務担当研修会 5月28日(WEB) ・第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業運営委員会 第1回 6月7日 第2回 ー ・第三者行為求償事務アドバイザーによる研修会 ー

4 保険給付の適正な実施について

【第三者行為求償の取組強化に関する事項】 続き

(参考) 市町の状況	令和 6 (2024)年度	※平成30(2018)年度 運営方針策定時
疑いのあるレセプトの抽出・被保険者への確認	25市町	25市町
日本損害保険協会等と覚書締結・連携	25市町	25市町
求償事務に係る評価指標の数値目標の設定	25市町	25市町
関係機関から傷病発見手がかりとなる情報提供の体制を構築	・警察 0市町 ・消防 3市町 ・消費生活センター、保健所 25市町 ・医療機関 8市町 ・その他関係行政機関 6市町	14市町
ホームページによる周知・傷病届の様式を提供	25市町	25市町
第三者行為求償研修（国保連合会主催）や求償アドバイザーの助言を得た課題解決への取組	25市町	25市町
求償専門員の設置や国保連合会との連携等、第三者行為直接請求を行う体制を構築	25市町	25市町

5 医療費の適正化について

【データヘルス計画に基づく効率的・効果的な保健事業の実施】

運営方針 記載概要 (●県取組)	内容		
	○市町は、県が設定した計画全体の目標の達成に向けて、地域の健康課題に対し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業等を実施する。 ●県は、市町が保有する医療・介護レセプト、特定健診等のデータを分析し、医療費や生活習慣病の現状や健診結果等を「見える化」してフィードバックすることにより、各市町のデータヘルス計画に基づく保健事業の効果検証の取組を支援する。 ●また、国保連合会が設置する保健事業支援評価委員会に参画し、市町への助言を行うとともに、好事例に係る情報提供や情報交換のための研修会の開催等を通じて、市町の取組を支援する。		
令和 6 (2024)年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度(予定含む)
	・保健事業・支援評価委員会への参画、KDBシステムの活用等による市町への助言	・委員会への参加と助言 第1回 6月10日 第2回 8月9日 第3回 8月27日 第4回 2月17日 第5回 3月11日 ・国保ヘルスアップ支援事業による被用者保険と市町国保、後期高齢者医療の医療費等の分析と市町への結果の提供	・委員会への参加と助言 第1回 6月9日 第2回 8月8日 第3回 8月25日 第4回 2月20日 第5回 3月10日 ・国保ヘルスアップ支援事業によるKDB等各種データを活用した医療費等の分析の実施と市町への結果の提供
	・研修会等を通じた市町の取組支援	・データヘルス計画評価研修 10月15日	・データヘルス計画評価研修 7月23日 ・保健事業評価分析研修 9月1日

5 医療費の適正化について

【特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上】

	内容
運営方針 記載概要 (●県取組)	○市町は、特定健康診査受診率60%、特定保健指導実施率60%という全国の目標を踏まえ、市町毎の特定健康診査等実施計画に定める受診率等の達成を目指すこととし、以下の取組を進めていく。 ・広報誌や自治会等を通じて、被保険者に対する広報・普及啓発を行うとともに、がん検診等との同時実施、住民に身近な地域での実施、休日・夜間の実施等、被保険者が健診や指導を受けやすい環境整備に取り組む。 ・特定健康診査未受診者及び特定保健指導未実施者の年齢層ごとの要因分析を行うとともに、電話による勧奨やAIを活用する等の様々な勧奨方法を検討の上、地域の実情に応じて効果的な受診勧奨等に取り組む。 ●県は市町ごとの特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の底上げを図っていくため、以下の取組により市町を支援していく。 ・特定健康診査及び特定保健指導の重要性について、マスメディア等を活用した広報・普及啓発により、被保険者の健診受診等に向けた機運を醸成していく。 ・栃木県医師会や栃木県薬剤師会等の関係機関と連携して、被保険者に向けた受診勧奨等を行うほか、市町が地域の医療関係者等の他職種と連携して受診勧奨等に取り組む際の必要な助言等を行う。 ・市町への専門家の派遣（保健事業アドバイザー）を通じ、専門的な視点から、市町の実情に応じて、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上に資する助言等を行う。 ・特定保健指導担当職員を対象とした研修会の開催、受診率の高い先進自治体の取組例の把握とともに、連携会議等を通じた具体的な取組手法等の横展開、受診勧奨方法等の検証を通じて、市町の取組を支援する。

5 医療費の適正化について

令和 6 (2024)年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024)年度		令和 7 (2025)年度(予定含む)
	・ マスメディア等を活用した広報・普及啓発	・ ラジオスポットCM（栃木放送・エフエム栃木） 8月下旬～9月上旬		・ ラジオスポットCM（栃木放送・エフエム栃木） 8月下旬～9月上旬 ・ WEBを活用した広告の実施 9月～10月
	・ 関係機関と連携した被保険者に向けた健診受診勧奨	・ 栃木県薬剤師会へ特定健診受診勧奨チラシを送付し、対面による受診勧奨を依頼。		・ 栃木県薬剤師会へ特定健診受診勧奨ちらしを送付し、対面による受診勧奨を依頼。
	・ 特定保健指導担当職員対象の研修会、自治体取組例の高い自治体取組例の情報提供、受診勧奨方法の検証を通じた市町の取組支援	・ 保健事業アドバイザー事業 6月～3月 新規3・継続2市町対象 2月7日 全体研修会で事業参加市町の保健事業の取組状況の共有とグループディスカッション ・ 保健事業分科会で特定健診受診率向上の取組状況の共有 ・ 保健師による医療機関受診なし、特定健診未受診者への訪問による受診勧奨		・ 保健事業アドバイザー事業 6月～3月 新規3・継続3市町対象 11月、2月 全体研修会で事業参加市町の保健事業の取組状況の共有とグループディスカッション ・ 保健事業分科会で特定健診受診率向上の取組状況の共有 ・ 保健師による医療機関受診なし、特定健診未受診者への訪問による受診勧奨
(参考) 栃木県医療費適正化計画における目標と県平均値の状況		令和 5 (2023)年度	令和 4 (2022) 年度	※平成30(2018)年度 運営方針策定時
特定健康診査の受診率 60.0%		38.1% (全国38.2%)	37.2% (全国37.5%)	36.6% (全国37.9%)
特定保健指導の実施率 60.0%		35.4% (全国29.1%)	34.7% (全国28.8%)	33.5% (全国28.9%)

5 医療費の適正化について

【後発医薬品の安心使用の促進】

運営方針 記載概要 (●県取組)	内容			
	○市町は、後発医薬品の使用率の向上を図るため、リーフレットやジェネリック医薬品希望シールの配布、先発医薬品との差額通知の送付により、後発医薬品の普及啓発、利用促進に努める。 ●県は、引き続き、県医師会等関係機関との連携による環境整備に取り組むとともに、後発医薬品の使用率（数量シェア）の把握、被保険者への普及啓発、医療機関や調剤薬局への働きかけ及び市町への情報提供等により、市町の取組を支援する。			
令和 6 (2024) 年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度(予定含む)	
	・ 使用率（数量シェア）の把握	・ 国保連合会からの情報提供による、各市町の使用率（数量シェア）の把握	・ 国保連合会からの情報提供による、各市町の使用率（数量・金額シェア）の把握	
	・ 被保険者への普及啓発、医療機関や調剤薬局への働きかけ	・ 映画広告の実施 7月29日～8月18日、12月23日～1月12日 ・ SNS、メディアを活用した啓発活動 Twitter：11月16日～12月16日 ラジオ（栃木放送）：11月26日	・ 映画広告の実施　－ ・ 「いきいきとちぎ」への広告掲載　－ ・ 啓発リーフレットの作成、配布　－ ・ ラジオスポットCM(栃木放送)　－	
	・ 市町への情報提供	－	・ 啓発ポスター及びリーフレットの作成、配布(予定)	
(参考)		令和 6 (2024) 年度	令和 5 (2023) 年度	※平成30(2018)年度 運営方針策定時
後発医薬品使用割合（数量シェア：調剤）		87.4% (令和 7 年 2 月調剤分)	83.1% (令和 6 年 3 月調剤分)	80.7% (平成31年 3 月調剤分)
後発医薬品使用割合（数量シェア：医科歯科調剤等）		74.6% (令和 7 年 2 月調剤分)	69.4% (令和 6 年 3 月調剤分)	67.4% (平成31年 3 月調剤分)

5 医療費の適正化について

【糖尿病等生活習慣病重症化予防に向けた取組の推進】

	内容
運営方針 記載概要 (●県取組)	○市町は、「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」等に基づき、健診結果やレセプトデータから対象者抽出ツールを活用して、効率的に対象者を選定し、医療機関への受診勧奨やかかりつけ医と連携した保健指導等を行う。 ○また、がんを含めた生活習慣病発症予防の正しい知識の理解促進を図るため、健康教育等のポピュレーションアプローチ（集団に対して健康障害のリスク因子の低下を図る方法）を引き続き実施する。 ●県は、県内の健康課題の解決に向けて、健診結果から疾病のリスクがあると判定された医療機関受診勧奨対象者を適切な医療につなげ、重症化予防に資するよう、市町における対象者の選定、受診勧奨に向けた保健指導の技術向上等や生活習慣病重症化予防事業の効果的な展開を支援する。 ●県医師会や県保険者協議会と連携した各種会議での説明やセミナーの開催、広報誌への掲載等により、「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」の周知・普及を図るとともに、保健指導担当職員を対象とする研修会等における情報交換等を通じて、保健指導のスキルアップを図るなど、市町の取組を支援する。 ●また、栃木県糖尿病予防推進協議会等と、県内の取組状況や課題について問題意識を共有し、課題解決に向けた議論を進める。

5 医療費の適正化について

【糖尿病等生活習慣病重症化予防に向けた取組の推進】 続き

令和 6 (2024)年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度(予定含む)
	・「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」の周知・普及	・糖尿病療養指導カードシステム研修 県内における糖尿病療養指導の質の標準化を図るための研修会の開催 2月13日：市町等の糖尿病対策従事者、医療機関の糖尿病医療従事者・医師等を対象とした糖尿病・CKD研修会（3回、136名参加） ・管理栄養士等を対象とした糖尿病・CKD研修会（1回、95名参加） ・広報媒体(リーフレットの作成と配布) 「栃木県からかかりつけ医の皆様へ」 「かかりつけ医から患者様へ」	・医師等を対象とした糖尿病・慢性腎臓病（CKD）研修 ・管理栄養士等を対象とした糖尿病・CKD研修会 ・「保健と医療を結ぶ専門職のための糖尿病・腎症重症化予防指導者カード（仮）」作成 ・広報媒体(リーフレットの作成と配布) 「栃木県からかかりつけ医の皆様へ」 「かかりつけ医から患者様へ」
	・保健指導担当職員対象の研修会等	・専門家派遣事業 7月～3月 3保険者、9回派遣	・専門家派遣事業 7月～2月（予定）
	・栃木県糖尿病予防推進協議会における取組	・協議会における取組の共有 7月18日、3月10日	・協議会における取組の共有 9月2日

5 医療費の適正化について

【適切な受療行動の促進（重複・頻回受診、重複・多剤服薬者の是正）】

運営方針 記載概要 (●県取組)	内容		
	○市町は、国保連合会のレセプトデータ等を活用し、適切に医療機関を受診することについて支援を必要とする重複・頻回受診者や重複・多剤服薬者の把握に努めるとともに、重複・多剤服薬者に対し、県作成の「重複・多剤服薬者等への保健指導の手引書」を活用する等、支援の必要な被保険者に対して、保健師等の専門職による保健指導を行う。 ●県は、先進的な取組の情報提供等を通じて、重複・頻回受診、重複・多剤服薬者の是正に向けた市町の取組を支援する。		
令和 6 (2024) 年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度(予定含む)
	・ 先進取組の情報提供等を通じた支援	・ 保健事業分科会において、重複・多剤服薬者等への保健指導実施状況の情報共有	・ 保健事業分科会において、重複・多剤服薬者等への保健指導実施状況の情報共有

※関係取組の状況

(参考) 市町の状況	令和 6 (2024) 年度	※平成30(2018)年度 運営方針策定時
糖尿病等の重症化予防の取組 (かかりつけ医との連携した取組)	25市町	25市町
データヘルス計画の策定	25市町	25市町
医療費通知の送付	25市町	25市町
個人へのインセンティブの提供の実施	25市町	16市町
後発医薬品差額通知の送付及び効果の確認	25市町	25市町
重複・多剤投与者に対する取組	25市町	25市町
地域包括ケアの取組	25市町	14市町

5 医療費の適正化について

【その他医療費適正化に向けた取組の推進】

	内容
運営方針 記載概要 (●県取組)	○●県及び市町は、関係機関等と連携しながら、個々の住民の予防や健康づくりに向けた取組へのインセンティブ（ポイントに応じた報奨）の提供、国保の視点からの地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組など、医療費の適正化に向けた取組を積極的に進めるとともに、フレイルやオーラルフレイルの予防に引き続き取り組む。 ○市町は、保健事業実施にあたっては、適宜、庁内関係課室、国保連合会、広域連合及び関係団体等と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下「一体的実施」という。）を推進するとともに、被保険者に占める前期高齢者の割合が高いことを踏まえた、より効果的な事業を実施する。 ●県は、国保データベース（KDB）システム等を活用するとともに、国保連合会、広域連合及び関係団体等と連携し、市町の保健事業の一体的実施を支援する。

5 医療費の適正化について

【その他医療費適正化に向けた取組の推進】 続き

	取組の項目	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度(予定含む)
令和 6 (2024)年度 の取組実績	・ 先進取組の情報提供等を通じた支援	・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る情報交換会の開催 4 月23日 ・ 栃木県後期高齢者医療広域連合高齢者保健事業推進協議会及び個別検討会の参加（オブザーバー） 5 月21日、6 月25日、9月19日、1 月22日 ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する支援者研修会 11月8日（WEB開催） ・ 高齢者保健事業担当者連絡会議の開催 8月19日、2 月20日（WEB開催） ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する研修会 10月11日（WEB開催） ・ フレイル対策事業研修会 11月29日（WEB開催） ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進に向けた研修会 7月5日～8月2日（動画配信） ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のための関東信越厚生局意見交換会 2月19日（WEB開催）	・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る情報交換会の開催 4 月24日 ・ 栃木県後期高齢者医療広域連合高齢者保健事業推進協議会及び個別検討会の参加（オブザーバー） 5月23日、6月30日、9月24日、－ ・ 高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施に関する支援者研修会 7月25日（WEB開催） ・ 高齢者保健事業担当者連絡会議の開催 8月18日 －

6 保健医療サービス・福祉サービスに関する施策との連携について

【保健医療サービス・福祉サービスとの連携】

運営方針 記載概要 (●県取組)	内容		
	○●県及び市町は、緊密な連携の下、堅実な財政運営や適正な保険給付等に取り組むとともに、各種の保健事業など医療費の適正化に向けた取組を積極的に推進していくことが重要であり、地域包括ケアシステムの深化・推進にも留意しながら、保健医療サービスや福祉サービスとの有機的な連携を図っていく。		
令和 6 (2024)年度 の取組実績	取組の項目	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度(予定含む)
	・保健医療サービス や福祉サービスとの 有機的な連携	・介護給付適正化事業市町担当者研修会 9月3日、12月4日 ・介護給付適正化支援事業（ケアマネジメント力向上研修） 7月19日	・介護給付適正化事業市町担当者研修会 7月29日、11～12月（予定） ・介護給付適正化支援事業（ケアマネジメント力向上研修） 12月～2月頃